

国立市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 2 年 8 月 26 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 地方税法の一部改正に伴い、延滞金の割合の特例について規定の整備を行うため、条例の一部を改正するものである。

国立市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案

国立市後期高齢者医療に関する条例（平成20年3月国立市条例第2号）の一部を次のように改正する。

付則第3条中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の国立市後期高齢者医療に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。